

あなたに対する介護療養施設サービスの提供開始にあたり、介護保険法に関する厚生省令40号5条に基づいて当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです

1. 事業所概要

事業所名称 医療法人博報会 老人保健施設いのこし  
 所在地 名古屋市名東区猪子石原一丁目1501番地  
 法人種別 医療法人  
 代表者名 理事長 柵木 充明  
 施設長名 木村 敏男  
 電話番号 052(777)5650 FAX番号 052(777)1767  
 名古屋市長から指定を受けているサービスの種類及び指定番号 介護老人保健施設 2351580028

2. 施設の目的と運営の方針

- (1) 当施設は、介護保健法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とします。
- (2) 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- (3) 当施設は、利用者の人権の擁護、身体拘束及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (4) 当施設では、利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- (5) 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (6) 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊か」に過ごすことができるよう「愛あるケア」をモットーにサービス提供に努めます。
- (7) サービス提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- (8) 当施設は、介護保健サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。
- (9) 当施設は、施設内感染及び食中毒等の予防・まん延防止に努め、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (10) 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための医療安全規約を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。
- (11) 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保に努めます。
- (12) 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図り、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資するように努めます。

3. 施設の概要

介護施設	介護老人保健施設	敷地面積	3,305㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 5階建	床延面積	3,184㎡
利用定員	100名	居室	(1人部屋12室 4人部屋22室)
設備	療養室・診察室・機能訓練室・個室・談話室・食堂・一般浴室(ジェットバス)・特別浴室(シャワーバス・クレイドル)・レクリエーションルーム・洗面所・トイレ(ウオシュレット設備)・サービスステーション・調理室・ランドリールーム・送迎用自動車(車椅子対応)・バルコニー・電動3モーターベッド・ディールーム・カラオケシステム		

4. 職員体制及び勤務体制

当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職員数については法令の定めるところによります。

- |                   |                            |       |               |           |
|-------------------|----------------------------|-------|---------------|-----------|
| ①. 管理者            | 1人以上 (医師と兼務)               | (勤務時間 | 8時30分から17時30分 | 水・日曜日休み)  |
| ②. 医師             | 1人以上 (管理者に同じ)              | (勤務時間 | 8時30分から17時30分 | 水・日曜日休み)  |
| ③. 薬剤師            | 1人以上                       | (勤務時間 | 9時00分から17時00分 | 水・木曜日出勤)  |
| ④. 看護職員           | 10人以上                      | (勤務時間 | 8時45分から17時30分 | 週休2日交替休み) |
| ⑤. 介護職員           | 24人以上                      | (勤務時間 | 8時45分から17時30分 | 週休2日交替休み) |
| ⑥. 支援相談員          | 1人以上                       | (勤務時間 | 8時45分から17時30分 | 土・日曜日休み)  |
| ⑦. リハビリ職員         | 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士合わせて 2人以上 | (勤務時間 | 8時45分から17時30分 | 土・日曜日休み)  |
| ⑧. 栄養士または管理栄養士    | 1人以上                       | (勤務時間 | 8時45分から17時30分 | 土・日曜日休み)  |
| ⑨. 介護支援専門員        | 1人以上                       | (勤務時間 | 8時45分から17時30分 | 土・日曜日休み)  |
| ⑩. 事務員<br>その他の従業者 | 実情に応じた数                    | (勤務時間 | 8時45分から17時30分 | 土・日曜日休み)  |

\*交替制で夜勤等を行うものは看護・介護職員です。勤務時間は下記のとおりです。

早出勤務（勤務時間 7時15分から16時00分） 遅出勤務（勤務時間 10時15分から19時00分）

夜 勤（勤務時間 16時30分から9時30分）

#### 5. 苦情等申立窓口

①. 当施設窓口担当者 相談員 松崎 明子 連絡先 052(777)5650

②. その他自治体における相談窓口

愛知県国民健康保険団体連合会

ご利用時間 平日 午前9時～午後5時

連絡先 052(971)4165

名古屋市健康福祉局介護指導課

ご利用時間 平日 午前8時45～午後5時15分

連絡先 052(959)2592

#### 6. 協力医療機関

医科 名称 国家公務員共済組合連合会 東海病院

歯科 名称 鈴木歯科医院

住所 名古屋市千種区千代田橋一丁目1番1号

住所 名古屋市守山区守山三丁目3番15

#### 7. 非常災害時の対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する消防管理計画を設置して非常災害に対処する計画に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者は事務長。火元責任者は1F事務長 2・3Fは看護師長。
- (2) 非常災害用の設備は、契約保守業者に依頼しております。点検の際は、防火管理者が立ち会っています。
- (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たります。
- (4) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練）

② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上 ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底（随時）

- (5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (6) 当施設は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

#### 8. 事故発生時の対応及び賠償責任

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに名古屋市及び関係各機関並びに利用者のご家族又は身元引受人、身体の状況等の必要に応じて主治医に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、サービスの提供中にご利用者の心身の状態が急変した場合には状況に応じてサービスを中止いたします。
- (3) 当事業所はご利用者に対して医師の医学的判断により対診の必要があると認める場合には協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼いたします。
- (4) 当事業所はご利用者に対してサービスの提供が困難な状態又は高度な専門的、医学的対応が必要と判断した場合には他の専門医療機関をご紹介します。
- (5) 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。但し、当該事故の発生につき、利用者側に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。
- (6) 事業所は、万一の事故（施設内及び送迎時の交通事故を含む）の発生に備えて、損害保険ジャパン(株)の賠償責任保険に加入しております。

#### 9. 第三者評価の実施状況

実施の有無：なし

#### 10. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

- ①. 面会者は面会簿に記入し、時間は毎日9:00～20:00までです。
- ②. 消灯時間は21時です。
- ③. 外出・外泊はサービスステーションに届けを提出し、医師の許可を得てください。
- ④. 飲酒・喫煙は原則として禁止とします。
- ⑤. 施設内へのペット・火気・危険物の持ち込みは禁止します。
- ⑥. 入所者への食べ物の持ち込みは許可を必要とします。
- ⑦. 金銭・貴重品の管理は当施設では原則として行いません。
- ⑧. 外泊時等に当施設以外の医療施設を受診する場合は必ず連絡してください。
- ⑨. 利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治行動」は禁止します。
- ⑩. 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ⑪. 当施設では、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動は、従業者の就業環境が害されることを防止するため必要な措置を講じます。
- ⑫. 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するため業務継続計画を策定し必要な措置を講じます。
- ⑬. 当事業所では、職員が身の危険を感じた際には理由のいかんに関わらず、最寄の警察に通報し、断固たる対応をいたします。
- ⑭. 利用者の過失によって、施設内の備品等を破損した場合、弁償費用として請求させていただくことがあります。